

## 第 5 次障害者基本計画の計画期間について

令和 4 年 10 月

- 1 「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定、以下「対応方針」という。)において、「障害者基本計画(11 条 1 項)の計画期間を 5 年間から 6 年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、都道府県障害者計画(同条 2 項)及び市町村障害者計画(同条 3 項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和 3 年度中に通知する。」とされたところ。

令和 3 年の提案募集において、神奈川県を始めとする複数の地方公共団体から、都道府県障害者計画と都道府県障害福祉計画等の策定作業の負担軽減等を図るため、障害福祉計画・障害児福祉計画を障害者基本計画と同じく 5 か年計画とする、又は障害者基本計画を 6 か年計画とすること等の提案があり、上記のとおり対応方針が閣議決定された。

- 1 障害者基本法に基づく都道府県及び市町村における障害者計画の策定については、障害者基本法第 11 条第 2 項及び第 3 項において、障害者基本計画を基本とする旨定められているが、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画について、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能である。
- 1 なお、この旨は、対応方針に基づき、令和 4 年 3 月 31 日付け事務連絡「障害者基本法第 11 条第 2 項及び第 3 項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について」で、地域の実情に応じて定めることが可能である旨、地方公共団体へ通知した。
- 1 また、自治体が策定する障害者計画の計画期間等の実態を把握するために、厚生労働省及び内閣府地方分権改革推進室が連名で実施したアンケート結果(令和 4 年 3 月 29 日時点)は以下のとおりである。
- ・ 障害者基本計画と障害(児)福祉計画の一体的な策定状況 有：1,271 件 無：513 件
  - ・ 障害者計画の現行の期間 5 年：243 件 6 年：899 件 その他：629 件
- 出典(第 132 回社会保障審議会障害者部会 資料 2)
- 1 自治体が作成する障害者計画の期間について、回答総数 1,771 件のうち、計画期間を 5 年としている自治体が 243 件(14%)、計画期間を 6 年としている自治体が 899 件(51%)、それら以外の計画期間としている自治体が 629 件(36%)であり、計画期間を 5 年としていない自治体の割合は 9 割近くとなっている。

参考  
(第 61 回障害者政策委員会資料 8)

地方分権改革に関する提案について

令和 4 年 1 月

○「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)【抜粋】

障害者基本計画(11 条 1 項)の計画期間を 5 年間から 6 年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、都道府県障害者計画(同条 2 項)及び市町村障害者計画(同条 3 項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和 3 年度中に通知する。

- 1 地方分権改革については、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき、内閣府地方分権改革推進室において、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)に係る事項につき、毎年、地方公共団体等からの提案を募集しているもの。
- 1 令和 3 年の提案募集において、神奈川県を始めとする複数の地方公共団体から、都道府県障害者計画と都道府県障害福祉計画等の策定作業の負担軽減等を図るため、障害福祉計画・障害児福祉計画<sup>1</sup>を障害者基本計画と同じく 5 か年計画とする、又は障害者基本計画を 6 か年計画とすること等の提案<sup>2</sup>があり、上記のとおり対応方針が閣議決定されたところ。
  - 1 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)に基づき 3 年を 1 期として作成することとされている。
  - 2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、現行期間の 2 倍に当たる「6 か年」とする提案等も出ているところであり、同対応方針において、「これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和 4 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。
- 1 なお、障害者基本計画の計画期間については、「国連障害者の十年」(昭和 56 年～平成 4 年)の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を始まりとして、国際的な取組とも歩調を合わせる形で第 2 次計画まで計画期間を 10 年としてきたところ、障害に関わる課題は多くかつ多様であり経済・社会状況の変化も速いという現状を踏まえ、国際的な取組とも同期させつつ障害者政策委員会のモニタリング機能を十分に果たすという観点から、障害者政策委員会での審議を経て、第 3 次計画より計画期間を 5 年に短縮したという経緯がある。
- 1 また、上述の対応方針にも記載のあるとおり、障害者計画の策定期間や期間等については地方公共団体が各地域の実情に応じて決定することができ、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも可能である。